

DC拠出限度額の見直しについて

本資料は、2020年11月20日の社会保障審議会企業年金・個人年金部会にて事務局（厚生労働省）より示されたDC拠出限度額の見直し案に基づき、ポイントをまとめたものです。
なお、実施時期等については現時点で未定です。

本資料においては以下の略称を用いております。

DC : 確定拠出年金 (Defined Contribution)
DB : 確定給付企業年金 (Defined Benefit)

2020年12月
日本生命保険相互会社

本資料は、作成時点における信頼できる情報に基づいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。

- 確定給付型（厚生年金基金、DBなど）の企業年金を併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額は、企業型DCのみを実施する場合の拠出限度額（月額5.5万円）の一律半額（月額2.75万円）とされています。
- つまり、現行は全てのDBの掛金額を一律に評価していることとなりますが、多くのDBの掛金の実態はこの水準（月額2.75万円）より低くなっています。
- そこで、DBごとの掛金水準を反映する方法として、以下のような見直し案が示されています。

【企業型DCの拠出限度額（見直し案）】

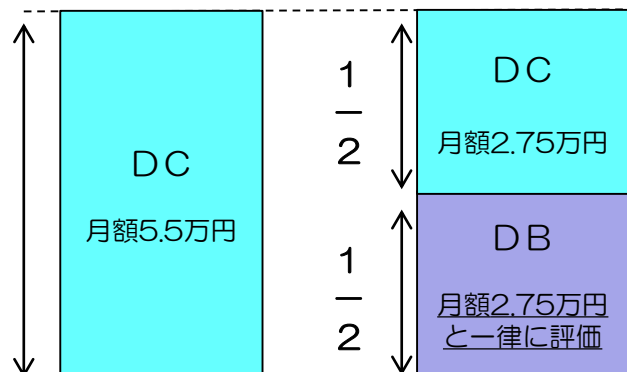
$$\text{企業型DCの拠出限度額} = \text{月額5.5万円} - \text{DBごとの掛金相当額}$$

- ➡ DBを実施していなければ、DBの掛金相当額は0円（企業型DCで5.5万円まで拠出可）。
- ➡ DBの掛金相当額が月額5.5万円を上回る場合は、企業型DC拠出は不可（DBについては、現行と同様、拠出限度額はなし）。

【現行】

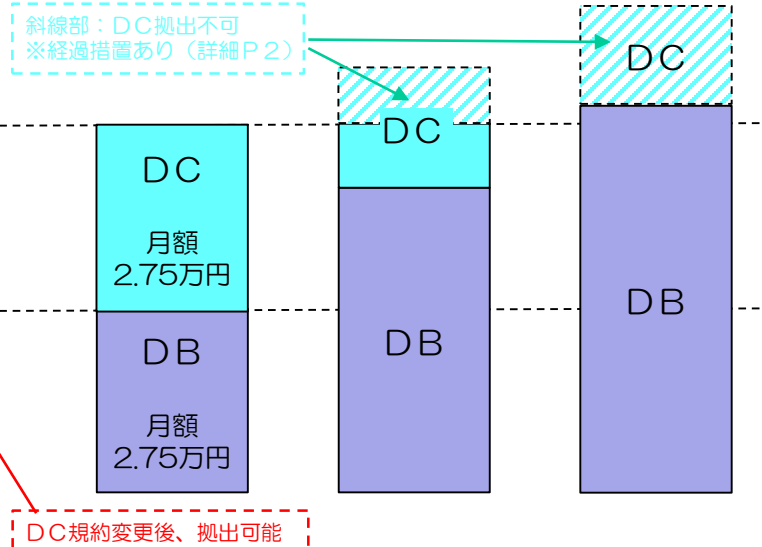
DBの水準にかかわらず、
企業型DCの拠出限度額は一律半額

DCの拠出限度額



【見直し案】

DB掛金相当額が2.75万円を**下回る**と、企業型DC拠出限度額が**増加**
DB掛金相当額が2.75万円を**上回る**と、企業型DC拠出限度額が**減少**



- この見直しに関する改正法令の施行日（以下「施行日」。具体的な期日は未定。）の時点で、企業型DCとDBを併せて実施している事業主について、「月額5.5万円から、DBごとの掛金相当額を控除した額」が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とし、施行日前の既存規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする経過措置（案）が示されています。
- ただし、経過措置の適用を受けている事業主が、施行日以降に「企業型DC規約の掛金又は、DB規約の給付設計の見直し」を行った場合には、経過措置の適用を終了する方向で、詳細が厚生労働省にて検討される見通しです。

企業年金実施状況	新ルール／経過措置 の適用
企業型DCのみ実施 （施行日以降にDBを新設）	
DBのみ実施 （施行日以降に企業型DCを新設）	
企業型DC・DB併用 （施行日以降に制度変更なし）	
企業型DC・DB併用 （施行日以降に制度変更あり）	

【経過措置適用終了の対象となる「制度変更」】（以下の2ケース）

- ・企業型DCについて、規約事項のうち、事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項の見直しを行った場合
- ・DBについて、規約事項のうち、給付設計の変更であって財政再計算を伴う見直しを行った場合

※詳細は、厚生労働省にて検討される見直し

- DBごとの掛金相当額（仮想掛金額）は、「従業員の将来の給付水準」に対して「事業主がその時点で拠出したとみなされるもの」として算定することとされています。
- 具体的には、各DBの基礎率等を用いて、「標準的な給付水準」を算出し、そこから予定利率による利子分を控除したものを加入月数で除することで、DCと比較可能な毎月定額の仮想掛金額を算定します。

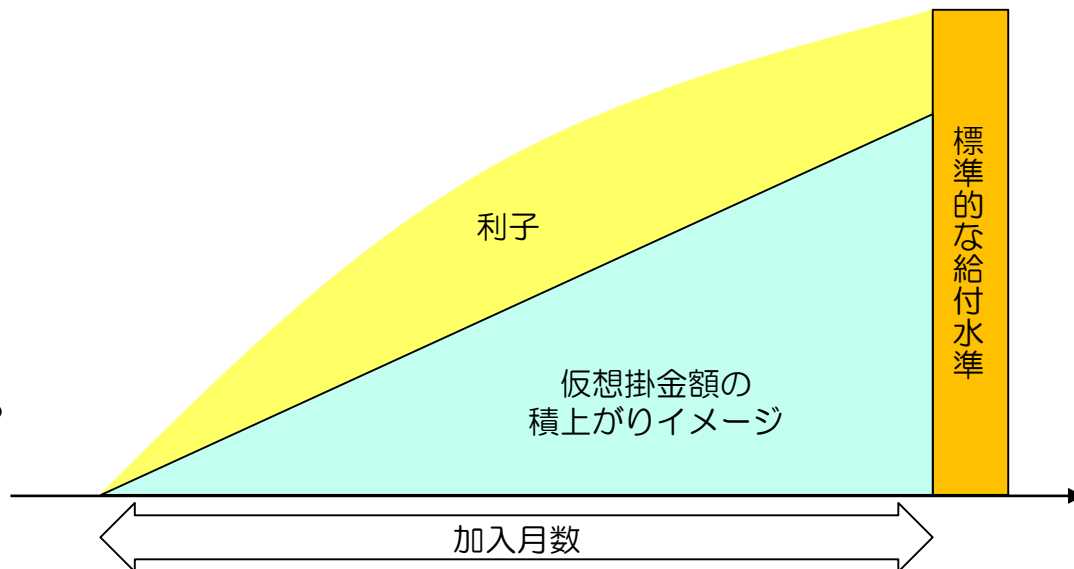
【仮想掛金額の算定方法のイメージ】

①DBの標準的な給付水準を算出

- 以下の基礎率（標準掛金を計算する際に、加入者集団の実績に基づき設定）等を用いて算出
 - ・予定新規加入年齢
 - ・最終年齢（退職年齢）
 - ・予定昇給率（加入者期間中の給与等）
 - ・脱退率
 - ・死亡率など
- 「掛金相当額（仮想掛金額）」は、財政再計算ごとに見直す
- グループ区分（同じ基礎率を用いて財政運営・掛金設定を行っている単位）ごとに掛金相当額（仮想掛金額）を算定する

②給付水準から利子分（各DBの予定利率）を控除し、加入月数で除して仮想掛金額を算定

- 加入年齢方式の標準掛金を計算する手法に類似
- 仮想掛金額は、毎月定額とすることで、DCとの比較を可能とする



- ※施行後最初の財政再計算が行われるまでの間、「標準掛金総額÷加入者数」の額を仮想掛金額として代用することを認める。
- ※総合型の基金など複数の実施事業所によって構成されるDBの場合であっても、グループ区分ごとに仮想掛金額を算定する。
- ※加入者数500名未満の簡易基準のDBでは、「標準掛金総額÷加入者数」の額を仮想掛金額とする。
- ※仮想掛金額は千円単位で端数処理する。
- ※簡易基準のDBを除き、年金数理人の確認を必要とする。

*算定方法の詳細は、今後検討されます。

DB・DC制度の実施状況による影響

- DBやDC制度を実施されている事業主については、以下6つのケースのいずれかに大別されます。
- 今回のDC拠出限度額の見直しが実施された場合は、ケースに応じて対応を検討する必要があります。

* 以降は、1企業でDBを1制度のみ実施している場合を想定しています。

①	②	③	④	⑤	⑥
DB・DCの両方を実施				DBのみ実施	DCのみ実施
DB掛金相当額 5.5万円超	DB掛金相当額 2.75万円超5.5万円以下 (DB+DC > 5.5万円)	DB掛金相当額 2.75万円超5.5万円以下 (DB+DC ≤ 5.5万円)	DB掛金相当額 2.75万円以下		
経過措置あり →詳細はP5・P6へ		DC掛金の増額余地あり →詳細はP7へ		影響なし	

5.5
万円
(月額)

【ご留意いただきたいこと】

- DB・DC制度の新設・増額を予定・検討されている場合には、変更後のケースに応じた影響を考慮する必要があります。
- 財政再計算ごとの「DB掛金相当額」の見直しにより該当するケースが変更となる場合があります。

【ケース①】DB掛金相当額が5.5万円超、かつDCを実施

①	②	③	④	⑤	⑥
DB・DCの両方を実施				DBのみ実施	DCのみ実施
DB掛金相当額 5.5万円超	DB掛金相当額 2.75万円超5.5万円以下 (DB+DC > 5.5万円)	DB掛金相当額 2.75万円超5.5万円以下 (DB+DC ≤ 5.5万円)	DB掛金相当額 2.75万円以下		
	5.5万円 (月額)				

施行日以降の制度変更

制度変更を
しない場合

対応不要
(経過措置適用)

制度変更をする場合

DC掛金額が「5.5万円 - DB掛金相当額」以下となるよう、対応が必要

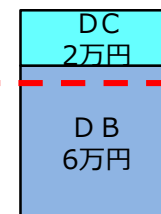
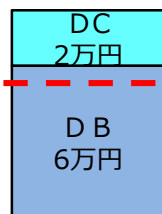
DC掛金拠出を停止

または

DB掛金相当額を圧縮

または

DC掛金額及びDB掛金
相当額各々を調整



5.5
万円
(月額)

※退職一時金、前払退職金等への見直し

【ケース②】DB掛金相当額が2.75万円超5.5万円以下かつ、[DB掛金相当額+DC掛金額]が5.5万円超

①	②	③	④	⑤	⑥
DB・DCの両方を実施				DBのみ実施	DCのみ実施
DB掛金相当額 5.5万円超	DB掛金相当額 2.75万円超5.5万円以下 (DB+DC > 5.5万円)	DB掛金相当額 2.75万円超5.5万円以下 (DB+DC ≤ 5.5万円)	DB掛金相当額 2.75万円以下		

施行日以降の制度変更

制度変更を
しない場合

対応不要
(経過措置適用)

制度変更をする場合

DC掛金額が「5.5万円 - DB掛金相当額」以下となるよう、対応が必要

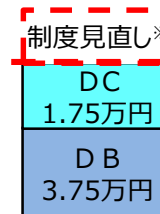
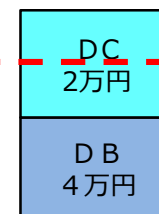
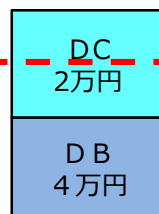
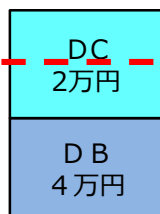
DC掛金拠出を一部停止

または

DB掛金相当額を圧縮

または

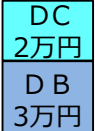
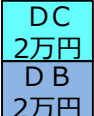
DC掛金額及びDB掛金
相当額各々を調整



5.5
万円
(月額)

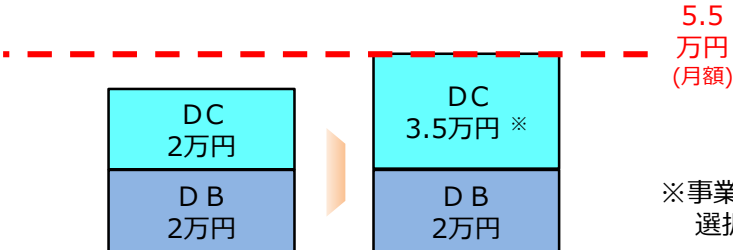
※退職一時金、前払退職金等への見直し

【ケース③】DB掛金相当額が2.75万円超5.5万円以下かつ、[DB掛金相当額+DC掛金額]が5.5万円以下
【ケース④】DB掛金相当額が2.75万円以下かつ、[DB掛金相当額+DC掛金額]が5.5万円以下

①	②	③	④	⑤	⑥
DB・DCの両方を実施				DBのみ実施	DCのみ実施
DB掛金相当額 5.5万円超	DB掛金相当額 2.75万円超5.5万円以下 (DB+DC > 5.5万円)	DB掛金相当額 2.75万円超5.5万円以下 (DB+DC ≤ 5.5万円)	DB掛金相当額 2.75万円以下		
		<div style="text-align: center;">  </div>	<div style="text-align: center;">  </div>	5.5 万円 (月額)	

DC規約変更により、DC掛金額が「5.5万円 - DB掛金相当額」以下となる範囲内で、DC掛金額の増額が可能

DC掛金額を増額



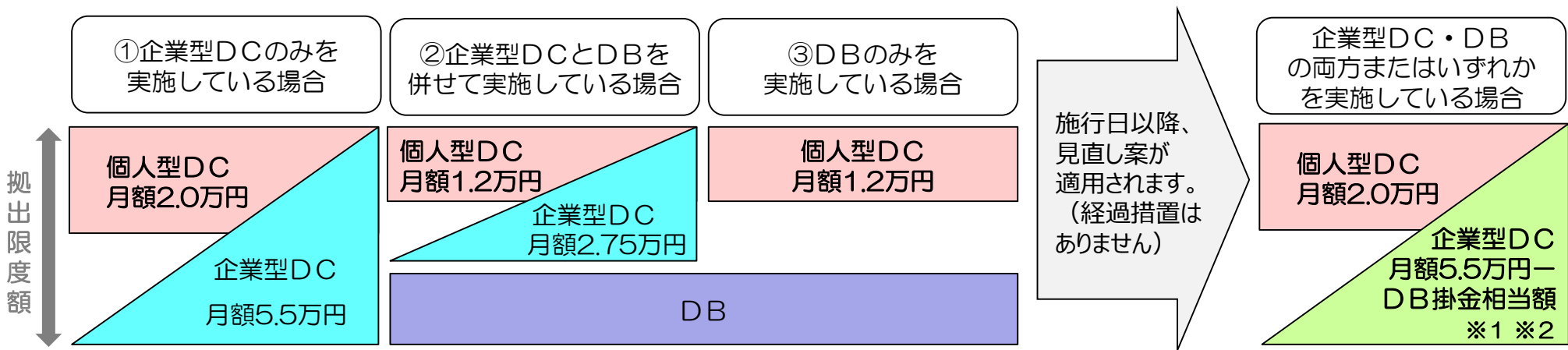
※事業主掛金額を増額しない場合でも、マッチング拠出や選択制DCによるDC掛金の増額が可能

- 企業型DC・DB加入者の個人型DCへの拠出限度額について、以下のように見直し案が示されています。
 なお、企業型DCと異なり、個人型DCについては経過措置は設けられておりません。
- 個人型DCへの掛金拠出ができなくなる場合の救済策として、脱退一時金の受給を可能とする案が示されています。

【個人型DCへの拠出限度額の見直し (案)】

$$\text{個人型DCの拠出限度額 (上限：月額2万円)} \\ = \text{月額5.5万円} - (\text{企業型DCの事業主掛金額} + \text{DB掛金相当額})$$

【2022年10月1日施行の法改正 (企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和) を反映】



- ※1 DBを実施していない場合、DBの掛金相当額はありませぬ
- ※2 企業型DCの事業主掛金とDBの掛金相当額の合計が3.5万円を超えると、個人型DCの拠出限度額が逡減

【個人型DCへの掛金拠出ができなくなる場合の対応策 (案)】

- 上記③に該当する方で、DC拠出限度額の見直しに伴い個人型DCの掛金拠出ができなくなった方については、資産額が一定規模以下である等の要件を満たした場合に脱退一時金の受給を認めることとされています。
- DB規約に受換の定めがあれば、個人型DCの資産をDBに移換することができます。

- 高齢化社会の進展により老後保障が重要な課題となる中で、働き方や勤務先の制度等によって税制が異なる点が指摘されています。これに対して、全国民に共通の老後のための非課税貯蓄枠を設け、DB・DCの掛金等でその枠を埋める考え方（「穴埋め型」）等が提案されており、今回のDCの拠出限度額の議論につながっています。
- 今後も、自助努力に対する支援の公平、企業年金のある者とない者の公平、企業年金の普及等の観点から、引き続き、新たな設定方法を検討していくとされています。

■社会保障審議会（企業年金・個人年金部会）での議論

- 我が国においては、これまで企業年金・個人年金等に関する制度・税制が段階的に整備・拡充されてきた中で、働き方や勤め先の企業によって受けられる税制上の非課税枠が異なっているなどの課題がある。
・・・（略）・・・
- この点に関して、我が国でも、老後の所得確保に向けた支援（非課税拠出の枠）を公平にするとともに分かりやすい制度とする観点から、「全国民共通の退職所得勘定（Individual Retirement Account）」や個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））を活用した「穴埋め型」と言われる提案がなされてきた。
・・・（略）・・・
- 諸外国と我が国では雇用慣行等の経済社会環境や公的年金制度に違いがあることや、企業年金・個人年金等は企業の退職給付・雇用の在り方や個人の生活設計にも密接に関係すること等を踏まえ、引き続き丁寧に検討を継続していく必要がある。また、拠出段階のみならず、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担の在り方についても検討していく必要がある。

出所：『社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理』（2019年12月25日）より抜粋

■政府税制調査会での議論

「積上げ型」から「穴埋め型」へ

1階・2階・3階と積上げる「積上げ型」のイメージ

- ✓ 国民年金・厚生年金・企業年金——「3階建て」
- ✓ しかし、全国民について「3階建て」なわけではない→自営業者は？ 中小企業の労働者は？ 非正規労働者は？——「金持ち優遇」では？
- ✓ 他方で、企業年金とその原型たる退職金制度が日本の雇用において担ってきた役割も軽視すべきではない／日本的雇用における人事管理ツールの1つ／企業年金・退職金の実施意欲を殺ぐ改革はすべきでない
- ✓ 企業年金の「退職金」としての性格を完全に消し去るのは無理だが、実態として「退職金」である制度だけでは、自営業者や非正規労働者などの引退後所得保障が不十分になる→企業年金以外の枠組みにまで視野を広げていくべきでは？→「積上げ型」から「穴埋め型」の発想転換を
- ✓ 全国民に等しくやってくる「老後」に、ひとりひとりが備えなければならない→そのための「枠」を等しく与える／その枠をそれぞれが何でどう埋めていくかの問題

出所：森戸英幸慶應義塾大学教授『引退後所得保障制度に関するコメント』（2018年10月23日政府税制調査会）より抜粋